

住居確保給付金のしおり

～ 離職などにより住居を喪失またはそのおそれのある方へ ～

龍ヶ崎市

住居確保給付金とは

離職・廃業・休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況にある方で、住居を喪失またはそのおそれがあり、就労能力及び就労意欲がある方を対象として、住宅費を給付する等支援を行います。

○給付額：世帯の収入に応じ以下を上限に調整された額

単身 34,000 円 2人 41,000 円 3～5人 44,000 円

○支給期間：3ヶ月間（一定の条件により延長及び再延長が可能）

○支給方法：管理会社等の指定口座へ代理納付

申請に必要なもの

① 本人確認書類

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、各種福祉手帳・健康保険証、

こせきとうほん

住民票・戸籍謄本等の写し、パスポート、在留カード

② 収入が確認できる書類（世帯全員分）

こようほけんじゆきゆうしかくしゃしょう

給与明細、雇用保険受給資格者証、年金手帳、年金証書、各種福祉手帳

③ 全ての預貯金通帳（世帯全員分）

④ ハローワーク受付票（ハローワークカード）又は求職番号がわかるもの

⑤ 住宅契約書または家賃証明書

⑥ 就労状況を確認できる以下①か②のいずれかの書類

① 離職・廃業者、離職等により、収入減収したことが確認できる

書類

離職票、雇用保険受給資格者証（または給与が途絶えたことを確認できる通帳など）

② 休業等で収入が減少し、離職や廃業と同程度の状況にある方 収

入が減少していることや、減少した理由が確認できる資料

（会社からの休業等を命じられた文書、シフト表、契約変更が確認できる書類など

どうしても揃わない場合は「離職状況等に関する申立書」を提出していただきます）

給付のための要件

申請時に以下①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等により経済的に困窮しており、住居喪失またはそのおそれがある
- ② 申請日において離職・廃業・休業により、収入減少し、離職と同程度の状況
ある
- ③ 離職等の時点で主たる生計維持者であった

(離職等の時点では主たる生計維持者でなかったが、その後離婚等により主たる生計維持者
となった場合を含む)

- ④ 申請月の世帯収入(公的給付を含む)が、表の基準額+家賃額が以下である

世帯人数	基準額	家賃額の上限
1人	78,000円	34,000円
2人	115,000円	41,000円
3人	140,000円	44,000円
4人	175,000円	44,000円
5人	209,000円	44,000円

- ⑤ 世帯の預貯金額が次の表以下である

世帯人数	金融資産
1人	46.8万円
2人	69.0万円
3人	84.0万円
4人以上	100万円

- ⑥ ハローワークに求職申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動
を行う意思がある(※②-⑤により申請した方を除く)

※インターネット仮登録でも良い

- ⑦ 地方自治体等が実施する類似の給付等を申請者や世帯員が受けていない
- ⑧ 申請者及び世帯員が暴力団員ではない

住居を喪失している場合（入居費用と家賃）

① 申請書類の交付

保護課で担当者が住居確保給付金について説明を行い、申請書類を交付します。

② 入居住宅の確保

仲介業者等で入居する住宅を探してください。（原則、市内）住宅が確保できた際には、仲介業者等に⑧入居予定住宅に関する状況通知書を記載してもらってください。

③ ハローワークの申込み

ハローワークで求職活動を申込み、ハローワーク受付票（ハローワークカード）を発行してもらってください。

※受付票が不明な場合は、求職番号がわかるものをご持参ください。

※現在はインターネット仮登録でも申請できます。

④ 申請書類の提出

保護課へ以下の書類を提出してください。提出後、審査を行います。

- ・ ①申請書 ・ ⑧入居予定住宅に関する状況通知書
- ・ 住居確保給付金申請時確認書
- ・ ハローワーク受付票又は求職番号がわかるもの

⑤ 審査結果の通知

○ 資格ありの場合、⑨住居確保給付金支給対象者証明書（給付を決定するものではありません）が交付されます。

× 資格なしの場合、住居確保給付金不支給通知書が交付されます。

⑥ 賃貸借契約の締結

仲介業者等へ㉔住居確保給付金支給対象者証明書を提示し、賃貸借契約を締結してください。

⑦ 入居手続きと住民票の変更

仲介業者等と入居手続きを行うとともに、市役所または支所で住所変更を行い、住民票を発行してもらってください。

⑨ 住居確保給付金の支給決定

保護課へ入居後7日以内に次の書類を提出してください。

・賃貸借契約書 ・住民票（変更後） 保護課から次の書類が交付され、給付金が
管理会社等へ直接振り込まれます。

・㉕住居確保給付金支給決定通知書 ・職業相談確認票

仲介業者等へ㉕住居確保給付金支給決定通知書を提出してください。

住居を喪失するおそれがある場合（家賃のみ）

① 申請書類の交付

保護課で担当者が住居確保給付金について説明を行い、申請書類を交付します。

② 住宅貸主への確認

管理会社等に⑧入居住宅に関する状況通知書を記載してもらってください。

③ ハローワークの求職申込み

ハローワークで求職活動を申込み、ハローワーク受付票（ハローワークカード）を発行してもらってください。

※現在はインターネット仮登録でも申請できます。

※求職番号がわかるものでもかまいません。

④ 申請書類の提出

保護課へ次の書類を提出してください。提出後、審査を行います。

- ・ ⑨申請書 ・ ⑧入居住宅に関する状況通知書 ・ 賃貸借契約書の写し
- ・ 住居確保給付金申請時確認書
- ・ ハローワーク受付票又は求職番号がわかるもの

⑤ 審査結果の通知

○ 資格ありの場合、以下の書類が交付され、住居確保給付金が管理会社へ直接振り込まれます。

- ・ ⑩住居確保給付金支給決定通知書 ・ ⑩職業相談確認票

× 資格なしの場合、住居確保給付金不支給通知書が交付されます。

受給中の義務

住居確保給付金を受給する際には、以下の義務が発生します。
義務に従わない場合、給付金の支給が遅れることや中止になることがあります。

- ① 受給中は出来得る限りの方法で常用就職に向けた就職活動を行ってください。
- ② 月2回以上、ハローワークの職業相談を受けてください。
(面接時に◎職業相談確認票を提示し、確認印を受領してください)
- ③ 月4回以上、保護課で面接支援を受けてください。
(面接時に◎職業相談確認票を提示し、活動状況を報告してください)
- ④ 原則週1回以上、求人応募を行うか求人面接を受けてください。
(ハローワークのほかにも、求人情報誌や新聞広告等を活用してください)
- ⑤ 自立相談支援事業所(保護課)からプランが策定された場合は、上記に加え プランに記載した就労支援(職業訓練や就労準備支援事業等)を受けてください。
- ⑥ 常用就職(期間に定めが無い、または6ヶ月以上の就職)が決定した

※ 休業等による減収により受給する場合、②と④は求めませんが、ハローワークを活用して副業や転職を視野に入れた職業相談を行ってください。

給付金の延長・再延長

受給期間終了の際に、誠実かつ熱心に就職活動を行っており、収入が一定額以下の場合、3ヶ月を限度に2回まで延長が可能です。希望する場合は、受給最終月までに収入と預貯金額を確認できる書類を保護課へご提出ください。

給付額の変更

家賃額が変更された場合や、収入により一部支給となっていた方が減収した場合は給付額を変更します。収入を確認できる書類を持参し、保護課へご相談ください。

給付の中止

以下の場合には住居確保給付金の支給を中止し、住居確保給付金支給中止通知書を交付します。

- 受給中の義務を怠った場合
- 自立相談支援事業所（保護課）が策定したプランに従わない場合
- 常用就職による収入が一定額を超えた場合（収入を得た月から中止）
- 住宅を退去した場合（退去日の翌月から中止）

※管理会社等の要請による場合や保護課からの指示による場合を除く

- 支給決定後、虚偽きよぎの申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合
- 受給者または同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
- 受給者または同一の世帯に属する者が禁錮刑きんこけい以上の刑に処された場合
- 受給者または同一の世帯に属する者が生活保護を受給することになった場合

給付金の再申請

住居確保給付金制度の利用は原則として1世帯につき1回限りです。

例外として、前回の利用中や利用後に常用就職し新たに解雇された場合は、以下

①～③の場合を除き再申請が可能です。

- ① 本人の責任による重大な理由で解雇された場合
- ② 契約時に雇用期間に定めがあることに合意していた場合
- ③ 前回の受給時に、本人の責任により住居確保給付金を中止された場合
（活動を行わない、収入の報告を怠ったなど）

給付金の徴収

虚偽の申請があった場合など不適正な受給が判明した際には、それ以前に支給した給付金を龍ヶ崎市が徴収するとともに、以降の支給を中止することがあります。

問合せ先

龍ヶ崎市福祉部保護課 保護総務グループ

電話(0297)64-1111 FAX(0297)64-7008